

第9回 自治基本条例検討市民委員会 会議概要

日 時：平成19年2月15日(木)

午後1時30分～4時45分

場 所：本館6階 第1委員会室

出席者： 【委員】50音順

	五十嵐 寛	公募委員
	岩橋 茂夫	公募委員
	上杉 国武	公募委員
	海藤 惣一郎	8区自治協議会準備会副会長(西蒲区)
副会長	風間 淳一	5区自治協議会準備会会長(秋葉区)
	河村 勲	公募委員
	香田 和夫	公募委員
	下井 康史	新潟大学大学院実務法学研究科助教授
	鷹澤 信子	1区自治協議会準備会委員(北区)
	武内 裕子	公募委員
	寺山 和雄	公募委員
	中原 ハルミ	2区自治協議会準備会委員(東区)
	早山 康弘	社団法人 新潟青年会議所理事長
会長	原 敏明	新潟総合学園 事業創造大学院大学研究科長
	樋口 玲子	公募委員
	平原 實	6区自治協議会準備会副会長(南区)
	藤田 正	公募委員
	松下 久美子	公募委員
	山際 幸子	7区自治協議会準備会委員(西区)

【オブザーバー】

小川 竹二 地域自治委員会会長

【事務局】

西 和男 政策推進室長
中澤 晃一 政策推進担当課長
寺田 稔 政策推進員

1 次 第

(1) 開 会

(2) 議 事

議会の責務等に関する提出意見について

全体の確認

前文の検討

中間とりまとめ案について

(3) 閉 会

2 議事内容

(1) 議会の責務等に関する提出意見について

前回会議での検討を受けて事務局でまとめた資料「資料3 (仮称)自治基本条例における議会の責務等に関する規定(案)についての当委員会の意見等について」を基に、議会の責務等に関する本委員会としての提出意見について確認を行い、資料のとおり議会へ提出することといたしました。

(2) 全体の確認について

原会長

これまでの本委員会における審議を受けて原案の修正事項をまとめた資料「資料4 (仮称)新潟市自治基本条例(検討市民委員会の修正案)」に基づき、前回に引き続き、「第3章 市政運営」以降について順次確認を行いたい。

《第3章第1節 市政運営の基本原則について》

武内委員

パートナーシップという考え方は、まだ本市において馴染みが薄いと感じる。市政運営の柱として、パートナーシップによる協働体制の整備を盛り込むべきではないか。

寺田政策推進員

柱としては、自治の基本原則において、協働の原則を規定している。意味合いが重複しているのではないか。

風間副会長

同様に、市政運営においても第2項第2号において、「市民と自主的な活動を尊重する・・・」と規定しており、これで足りるのではないか。

原会長

皆、異論無いようなので、武内委員ご提案の趣旨は原案において十分盛り込まれていると考え、原案どおりとしたい。

寺田政策推進員

選択と集中という文言を削除したことに伴い、第1項が「市の将来像を示す計画を策定します」という表現で終わってしまっているが、計画を策定することが市政運営の基本方針ではなく、さらに実施することが必要と考えるがいかがか。

早山委員

選択と集中という文言については、行政は効率性のみを追い求めるものではないという考えから、やはり削除すべきと考える。今後の市政運営として、選択と集中が重要なキーワードであっても、それは政治マターで解決すべき事柄であり、5年先や10年先を定める自治基本条例において規定すべき言葉ではないと思う。

原会長

それでは、市政運営の基本原則として、総合計画を策定し総合的かつ計画的に施策を実施することを明示する必要があるので、「市の将来像を示す計画を策定し、施策展開を図ります」と改めることとする。

《第2節 参画と協働のしくみについて》

岩橋委員

「2 附属機関等の委員の公募」について、現在募集が行なわれている区自治協議会の状況をみても、30名の委員会に対し公募委員は3～5名にとどまっている。本委員会で議論したような趣旨が全く伝わっていない。やはり、本条例の規定において目標値を明示する必要があるのではないか。

なお、ここでいう市民とは、団体の代表などバックボーンを有する人や利害関係人を含まないことを想定している。

藤田委員

最高規範である本条例を抽象的に定めること自体がおかしいのではないか。実効性を持たせるためには、別に条例で定めることとした他条例についても案を示しここで議論すべきではないか。

これが為されない中においては岩橋委員のご提案を支持する。表現として、「一部の」という文言を削除し「多数公募」としてはどうか。

五十嵐寛委員

利害関係人を除くというご説明があったが、どこからどこまでが利害関係人であるのか明確に特定することは困難であろう。

具体的な数字を示すのではなく、その趣旨を盛り込んだ条項として定め、施行後、支障があるようならばフットワーク良く改正すれば良いのではないか。

岩橋委員

最低限の枠を設け、門戸を開いておくことが大事であると思う。

寺山委員

現在の附属機関等の運営は、社会状況や体制を是認して始まっている。そうではなく、市民の素朴な疑問や視点から始めることが大事であろう。運営及びその構成が専門家だけに特化しては議論の方向がおかしくなってしまう。

藤田委員

現在運用を行っている「附属機関等の委員の公募に関する指針」を、指針から条例に改めるべきではないか。

松下委員

議論を行うにあたり、公募委員が定数に満たなかった場合はどのように扱うのか、専門家の方は忙しくなかなか会議に出席できないことに対してどのような策を講じているのか事務局にうかがいたい。

寺田政策推進員

公募が定数に満たなかった場合は欠員としている。

専門家など委嘱する委員については、兼任できる審議会等の件数を3つまでとし、一定の制限を行っている。

松下委員

本市の場合は、県など他自治体との兼任もあり、なかなか状況は解消できないようである。

寺田政策推進員

附属機関等は、そもそも専門家の意見を聴くという意味もあり、当該委員が欠席された

場合であっても、必要により意見を求めることがある。

五十嵐寛委員

附属機関等にはそれぞれ設置目的がある。その目的を達成するためには、専門家の意見を要する審議会もあるだろう。

寺山委員

専門家に知恵を請い、教えてもらうのであれば事前に行えば良い。審議会自体は開かれた議論の場であるべきだろう。

原会長

樋口委員から、女性の参加を促進するため男女の比率についても盛り込むべきとのご意見を頂いているが、これに対してご意見はあるか。

五十嵐寛委員

繰り返しとなるが、附属機関により設置目的はそれぞれであり、一律に規定することは困難であろう。

樋口委員

例えば、男女半数といったように比率を規定すれば、現状もそれに近づくよう努力するであろう。規定すべきと考える。

鷹澤委員

会の目的によって男女半数が不均衡であったり、適正であったりケースが異なるのではないか。

岩橋委員

樋口委員のご指摘は、「附属機関等の委員の公募に関する指針」により解決されるのではないか。

中澤政策推進担当課長

男女の比率について何をもって不均衡と判断するか、また、附属機関等の性格もそれぞれ異なり一律には定め難いとする。

さらに、本事項だけを取り上げて条例化するのはいかがなものかと思う。

原会長

「附属機関等の委員の公募に関する指針」は公開されているか。

中澤政策推進担当課長

市政情報案内室やHPにおいて既に公開を行っている。

原会長

指針の具体の中身については本委員会の所管外であるが、このような意見があったことを市として事務局に受け止めていただきたい。

寺山委員

本条例制定の際には、公募委員制度についても合わせてPRを行い、市民周知を図るべきであろう。

松下委員

市側においても、公募委員を促進するため更なる努力を求めたい。HPだけでなく、市報でのPRも必要である。

下井委員

「公募により行うなど」とあるが、「など」と規定する趣旨は何か。情報公開条例の改正

を受けて、本条項も修正を行ったものであり、本条項を委員の公募に関してのみ規定するものとして、他に具体が無いのであれば削除しても良いのではないかと。

また、条項として、公募により行うことだけが、「開かれた市政運営を推進します」と言えないのではないかと。すっきりと「公募により選任することを原則とします」といった趣旨を定めれば良いのではないかと。

原会長

開かれた市政運営を推進するため、公募委員を選任することと規定してはどうか。

武内委員

開かれた市政運営のために公募委員を導入するのか。他にも目的があるのではないかと。すっきりと公募委員の仕組みだけ規定した方が良いと考える。

松下委員

開かれた市政運営が公募委員を導入する大きな目的と考える。公募委員という仕組みの位置づけを明らかにするためにも「開かれた市政運営」という文言は残した方が良いと考える。

武内委員

広く市民を導入することで、多種多様な意見の反映が目的ではないだろうか。良い結論に達するための手法といえるのではないかと。

早山委員

いずれにしても「開かれた市政運営」は大きなテーマと感じる。逆に考えれば、公募委員を導入していることをもって開かれた市政運営を行っていると市に抗弁されても問題があるのではないかと。

規定するのであれば、参画と協働の仕組みとしてより具体的な目的の方が適切と考える。

中原委員

早山委員のご意見に賛同する。

藤田委員

現行ある「附属機関等の委員の公募に関する指針」においてより積極的に公募を促進するよう内容を改めることと、指針から条例に改めることを意見として明記していただきたい。

原会長

それでは、概ね集約されたようなので、本条項は、より多くの公募委員の導入を促進する意図から、「一部の」という文言を削除し、「市は、附属機関等の委員を可能な限り市民の公募により選任します」と規定することとする。

続いて、住民投票についてご意見をいただきたい。

下井委員

事務局から提案されている事項について、議員と市長の発議権を規定した第1項並びに第2項は、自治法で規定されている事柄であり、逆に規定することによって今まで出来なかったものと誤解を与えかねないので是非削除した方が良いだろう。

また、本条例の規定においては、直接請求の形式、市民が住民投票の実施を求める条例案を策定し請求するものなのか。

寺田政策推進員

ご承知のとおり、請求権者に永住外国人を含めているので直接自治法を準用することは

できない。また、直接請求として、住民投票の実施を求める条例案を市民が策定するか否かについてはファジーに規定しているところである。

藤田委員

自治法の規定によらないのであれば、20歳以上でなく18歳以上とすべきであろう。

寺田政策推進員

他自治体では、請求権者を18歳ではなく16歳と規定している条例も見られる。何故18歳とするのか理由が求められる。ここでは自治法に準じ20歳以上としている。

原会長

それでは、皆異論無いようなので、市民にとっての分かり易さといった観点から、議員と市長の発議権を規定した第1項並びに第2項は削除するものとする。

岩橋委員

学校と地域との連携協力として、新たに規定することを提案しているが、第1項については取り下げ、地域活動一般における核としての学校活用という趣旨から第2項について各委員からご検討をいただきたい。

下井委員

地域活動一般についての核として学校利用を規定するのであれば、「教育委員会は」と定めず「市は」とすべきであろう。

樋口委員

地域と学校の連携を強め、例えば育成会活動を円滑に進めるためにも、岩橋委員のご提案に賛同する。

寺田政策推進員

本条項は協働の推進について包括的に規定するものであり、学校だけが突出することは馴染まないのではないかと。

寺山委員

本条項においては協働の推進を明示し、実際に協働を進める際に具体のことを考えれば良いのではないかと。

中原委員

ちなみに、現状としてコミュニティ協議会においては、学校とPTAのそれぞれの代表が参画している。

山際委員

私が関わっている立仏小学校区コミュニティ協議会においても、校長先生から顧問としてご参画いただいております、一定の協働・連携は既に行われている。

原会長

規定する必要がないとのご意見が大勢のようなので、原案どおりとしたい。

《第3節 信頼性・公正性・効率性確保のしくみについて》

原会長

適正な行政手続の確保等について、修正趣旨を下井委員よりご説明願いたい。

下井委員

行政手続という概念が広く普及しているとは言い難いことから、本制度を整備する目的である「市民の権利利益の保護に資するため」という表現を第1項に加えることが良いの

ではないか。

また、その対象をより広く包含するため、新潟市行政手続条例に加え「その他の制度を整備することにより」という表現を補い、文言を整理した方が良いのではないか。

原会長

皆，異論無いようなのでその様に修正することとする。

続けて，市民利益の保護についてもお説明願いたい。

下井委員

「市政に対する市民からの相談等に対する市の対応について」では範囲が狭くなると思われるので，例えば，市政一般といったように広く規定した方が良いと考える。

また，公的オンブズマンであることを明確にし，その役割として「評価」を「監視」に改めた方がよいのではないか。

加えて，不利益救済という言葉について，本来のオンブズマンは，自身に具体的な不利益がなくても訴えを提起できるものと考えるので，改めた方が良いのではないか。

藤田委員

不利益という文言は削除しても構わないと思うが，見出しにあるように本項は市民の権利利益の保護である。その対象は個々の市民であることを感じさせる様な規定にできないだろうか。

寺田政策推進員

オンブズマンという表現自体について，まだ市民の中において共有されていないのではないかと考える。また，男女平等の観点から「オンブズパーソン」と呼ぶ例もある。

他自治体で規定されているオンブズマン条例を概観しても，申立人は実際に不利益を受けた者，利害関係がある者を対象としている。本規定も，いわば準司法的なものを意図したものである。

そこで，下井委員のご指摘等を踏まえ，「市は，市政の運営について，公正かつ中立的な立場から監視等を行う第三者機関の設置その他の不利益救済の仕組みを整備します」と修正することでいかがか。

下井委員

オンブズマン制度の考え方として，司法的な不服審査等では利害関係に含まれないものを範囲に含める意味もあろう。そこまでの意味を込めないのであれば，事務局の修正案で構わない。

しかし，別の条例をもって仕組みを整備すると規定する必要はないか。意味合いとしては非常に重くなるが。

西政策推進室長

現在本市では，条例ではないが行政評価委員会を設置し運用を行っているものである。

原会長

それでは，条例化することを強く求めるご意見は少ないようなので，本条項については事務局提示の修正案のとおりとすることとしたい。

岩橋委員

行政評価について，事業内容に即した評価基準を盛り込むべきとの意見を提示させていただいたが，実際に行政経営委員会等において検討が進んでいるようなので，意見を取り下げることにしたい。ただし，その検討状況について事務局よりご説明願いたい。

中澤政策推進担当課長

新聞報道にもあったように、新たな行政評価システムについて検討を進めており、来年度には実際に運用する予定である。しかしながら、市としては新たなシステム構築後も、その手法や仕組みについて絶えず見直しを進めていきたいと考えている。

原会長

それでは、その内容や手法までを拘束しないよう「事業内容に即した評価基準」といった表現は削除することとする。

《第4章 区における住民自治について》

寺田政策推進員

合併マニフェストにおいても目指すべき理念として「分権型政令市」という用語をお示ししてきたが、条文としての使用は不相当と感じる。この部分は、原案どおり「その役割」と表記することで前3号を指し示すことが適当と考える。

藤田委員

合併時より使用され、用語の意義は市民にも浸透しているのではないだろうか。

寺山委員

合併時における公約というべき事柄である。加えて良いのではないか。

小川地域自治委員会会長

区制においては、市長の権限を各区に分与することが重要である。法的な表現は別として、その精神を盛り込むことは良いと思う。

下井委員

分権型政令市という事柄は、非常に大きなテーマであるので、盛り込むのであっても本章で良いのかという感じを受ける。むしろ、目的や前文において検討を要する事項なのではないか。

西政策推進室長

構成として、第3項は「その役割」と表現し、当該内容は第2項に規定されているものである。分権型政令市という言葉本章で盛り込むとしても、第2項として検討してはいいかがか。

また、法令用語として馴染むかという点についてもご考慮いただきたい。

香田委員

市民が読んで分かりやすい方を優先すべきと考える。

寺山委員

新潟市らしさの部分であり、本市の気概を示すものとして規定する意義は大きいのではないか。

五十嵐寛委員

本項で定めるには、分権型政令市という言葉が突出し大きくみえる。規定するのであれば、前の項が良いのではないか。

小川地域自治委員会会長

第2項の主語は区役所であり、第3項の主語は市長である。市長の役割として規定した方が良好だろう。

下井委員

法制的に言うなれば、少なくとも政令市は「政令指定都市」であろうし、より一般的には分権型の市政運営と言った方が良いだろう。規定するのであれば、まずは前文において検討すべきものであろう。

表現として、漢字が全て連なると一つの意味を持つ法律用語と捉えられるので、「分権型の政令指定都市」といった方が良いかもしれない。

原会長

重要な言葉であるので、「分権型の政令指定都市」として本条項においても盛り込むこととしたい。また、前文においても併せて既定することを検討することとする。

《見直し規定について》

藤田委員

樋口委員より、見直しのための組織についても言及すべきとの意見が出されているが、先回会議において明示しないこととした事項であるので、解説においてその旨の説明を加えてはかがか。

原会長

皆異論ないようなので、解説において触れることとしたい。

(3) 前文の検討について

寺田政策推進員

～「資料1 前文の役割等について」、「資料2 前文構成案」について説明～

香田委員

前文の検討を進めるにあたり、少人数で分科会を設置してはかがか。

原会長

事務局から、盛り込むべき事項の例示をいただいているので、これを基に本文と同様に本委員会において検討を行いたい。

それでは前文について盛り込むべき事項などご意見をいただきたい。

岩橋委員

資料2でいう大河には阿賀野川を含むものなのか確認する必要がある。また、細かい点であるが、新潟は「新潟市」と正しく表記した方が良いだろう。

他県に長い間暮らしたことのある立場からみて、新潟市は非常に四季の変化がはっきりしているところと感じる。「四季の恵み」や「四季折々の」といったフレーズを加えてはかがか。

上杉委員

本市の特徴として、食の拠点という意味も含め「農業近代化モデル都市」と、「平和な日本海」といったフレーズも必要であろう。

藤田委員

上杉委員のご意見に関連し、「平和と友好」といった表現を加えてはかがか。

寺山委員

全体の構成として、資料2でいうところの「市のまちづくりの基本的方向」と「実現のための課題」の部分を重点的に、より格調高く、市民自治の精神を高らかに謳いあげることが良いと思う。そういった点では川崎市の前文は参考となる。

下井委員

寺山委員のご意見と同様に、「市のまちづくりの基本的方向」と「実現のための課題」に重点を置いて検討すべきと思う。

前文は本文の内容、少なくとも総則と関連付ける必要がある。この点では、基本理念における「個人の尊厳と自由の尊重」といった部分が前文に不足しているのではないか。

原会長

本委員会の検討の進め方として、「市のまちづくりの基本的方向」と「実現のための課題」に重点を置いて審議することで良いだろう。

藤田委員

条例制定の理由において、一番目の文章「市民と市が相互の信頼に根ざし・・・」は繰り返しと感じるので不要なのではないか。この部分は、最高規範として定めるということを明示すれば足りるだろう。

五十嵐寛委員

歌や文章には起承転結というものが必要である。また、その内容は今まで審議してきたこととリンクしなくてはならない。

香田委員

市が以前作成した政令市パンフレットに参考となる良い文章があると思う。分権型政令市、日本海政令市、田園型政令市の3つの姿は重要であろう。

松下委員

自治において市は国県と対等な立場であり、さらに新潟市は、政令市移行により大幅な事務移譲がなされた。将来的な道州制を見据えても再規定する必要がある。政令市ということは大きな要素であり、視点として重要だと思う。

原会長

社会的背景において、「地域の発展を実現してきた」とあるが、本文と同様に「推進」という文言の方が良いだろう。

今回会議では、本委員会として盛り込むべき事項や必要な視点を提示するにとどめ、市民の皆さんの意見をお聴きした後、再度前文を検討することとする。

(4) その他

より広く市民の皆さんのご意見をお聴きし、本委員会素案の策定に反映させるため、本委員会における検討の中間報告書を取りまとめ、公表するとともに市民の意見聴取を行うことといたしました。

本委員会主催による市民フォーラムは、素案検討のスケジュール上、開催が困難であることから見送ることといたしました。

次回会議は、2月21日(水)午後1時半より開催することを予定しております。

以上

3 会議資料

資料1 前文の役割等について

資料2 前文構成案

資料3 (仮称)自治基本条例における議会の責務等に関する規定(案)についての当
委員会の意見等について

資料4 (仮称)新潟市自治基本条例(検討市民委員会の修正案)